

公共土木施設関係事業の地元要望 に関する適正管理ガイドライン

令和7年4月

安 曇 野 市

都市建設部・農林部

～ は じ め に ～

このガイドラインは、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、公共土木施設関係事業の整備に至るまでの流れをまとめたものです。

安曇野市が行う土木施設関係事業には、大きく分けて「幹線道路整備計画等に基づき計画的に実施しているもの（都市計画道路も含む）」と「地元からの要望に基づいて実施しているもの（生活道路、水路、河川等の新設・改良、維持）」があります。

現在、地域課題につきましては土木施設関係だけではなく、市政全般にわたり広く要望をいただいておりますが、地域に密着した道路、水路、河川等の整備要望に占める割合も大変多くなっています。

地元要望に基づくものは毎年、行政区の代表者（区長）から要望書を提出していただきます。
その際、地元としての優先順位も合わせて決めていただき、継続事業は優先的に実施し新規事業は緊急性・必要性・投資効果などを総合的に検討し、各地域のバランスを考慮したうえで、
予算の範囲内で当年度の実施箇所を決定しています。

比較的事業規模が大きく、国の補助金等の導入が見込まれるものは、市担当課において事業計画を策定し、国や県に補助事業として採択に向けた要望をするとともに、地区関係者の皆様には事業化に向け地元調整をお願いすることとなります。また、事業化には最低でも2～3年を要しているのが実情で、お時間をいただくこととなります。

なお、災害復旧や緊急に対処しなければならない箇所については、随時補正予算等を確保しながら優先的に実施します。

沢山の要望をいただいても、限りある予算の中で対応することや、短期間の集中投資によって早期に事業効果を上げる観点から、優先度の低い箇所は何年もお待ちいただく場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。

このガイドラインは、地元の土木関係工事の要望事項を事業化するための基準や実施箇所を決定するときの市の考え方等を記載しておりますので、関係する皆様には地元要望を取りまとめる際の参考資料としてご活用願います。

目 次

【一】 事業を決定する場合の基準

- (1) 市道(主に生活道路)の新設や拡幅改良を計画する場合(建設整備課)・・・P4-P6
- (2) 道路計画幅員の考え方について
- (3) 道路線形の考え方について
- (4) 土留構造物(擁壁)とその高さについて
- (5) 交差点部の『隅切り』の施工について
- (6) 用地買収及び物件の移転補償について
- 2. 未舗装市道の舗装(現道舗装)を計画する場合(維持管理課)・・・P7
 - (1) 現道舗装の整備要件の考え方について
 - (2) 道路計画幅員の考え方について
 - (3) 土留・排水構造物について
 - (4) 境界測量及び用地買収・物件の移転補償について
- 3. 舗装復旧・道路側溝の新設や改修を計画する場合(建設整備課・維持管理課)・・・P8
 - (1) 境界測量及び用地買収・物件の移転補償について
 - (2) 道路側溝の形状の考え方について
- 4. 農道の新設や拡幅改良を計画する場合(耕地林務課)・・・P9-P11
 - (1) 道路計画幅員の考え方について
 - (2) 土留構造物(擁壁)とその高さについて
 - (3) 交差点部の『隅切り』の施工について
 - (4) 用地買収及び物件の移転補償について
- 5. 林道の開設や改良を計画する場合(耕地林務課)・・・P12-13
 - (1) 道路計画幅員の考え方について
 - (2) 土留構造物(擁壁)について
 - (3) 作業道の解説を行う場合について
 - (4) 用地買収及び立木補償について
 - (5) 林道及び作業道の実施要件について

6. 農業用排水路や排水施設の新設や改修を計画する場合(耕地林務課)・・・P14
 - (1) 農業用排水施設の新設及び改修、かんがい排水事業を行う場合について
 - (2) 農地及び農業用排水施設が異常な自然現象により被災等した場合について
7. 河川の改修を計画する場合(建設整備課)・・・P15
8. 交通安全施設について(維持管理課)・・・P15

【二】 実施箇所決定の考え方

1. 継続事業について・・・P16
2. 新規事業について・・・P16-P17

【三】 災害復旧、緊急修繕、その他工事・・・P18

【四】 各課の担当する事業及び連絡先・・・P19-P21

【五】 様式集

- ・ 道路整備事業要望調書(様式 1)・・・P22
- ・ 道路維持事業要望調書(様式 2)・・・P23
- ・ 耕地林務関係事業要望調書(様式 3)・・・P24
- ・ 国・県関係事業要望調書(様式 4)・・・P25
- ・ 同意書(生活道路拡幅改良・現道舗装)(様式 5・様式 6)・・・P26-P27
- ・ 道路安全施設設置(改善)要望書(様式 7)・・・P28
- ・ 資材支給要望書(様式 8)・・・P29-P30

【六】 道路規制・安全施設の設置基準

- ・ 県公安委員会設置分について〈参考資料〉・・・P31-P35

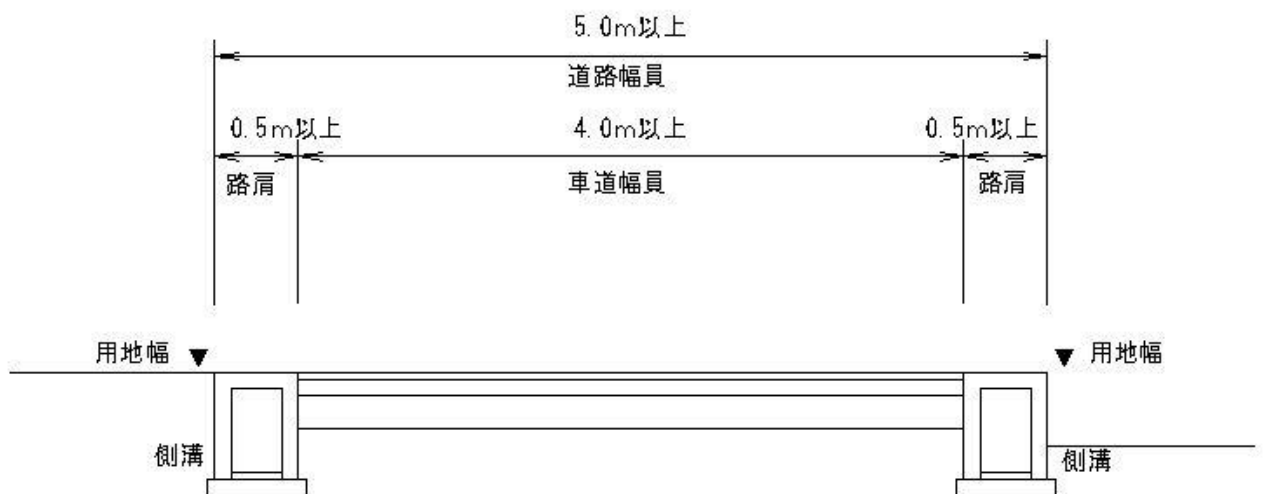
【一】事業を決定する場合の基準

1. 市道（主に生活道路）の新設や拡幅改良を計画する場合（建設整備課）

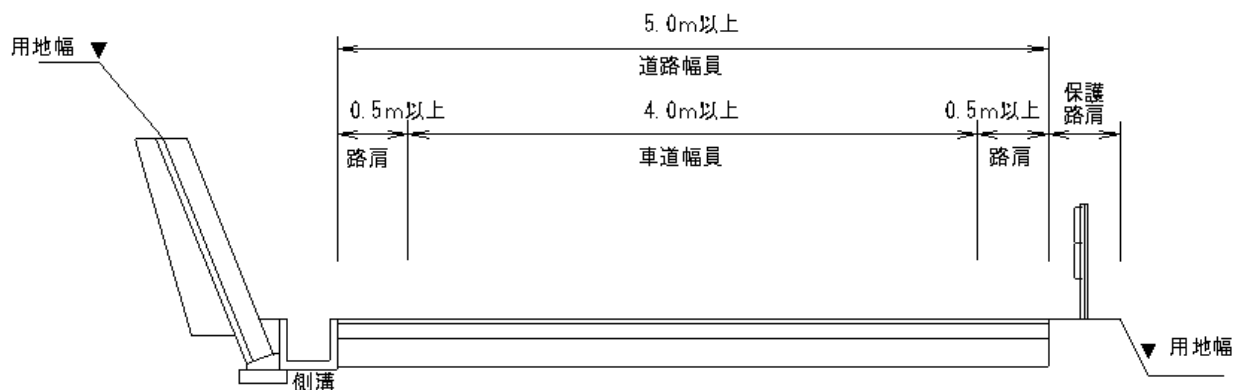
以下の(1)から(5)までの事項について、計画路線の沿線地権者全員の同意（自筆の同意書または押印）があることが前提となります。（同意書の取得に対し、お困りごとなどありましたら担当窓口にご相談ください）

(1) 道路計画幅員の考え方について

【図 1-1】



【図 1-2】



- ① 車道幅員 4 mを基本とし、その外側に路肩を設けるため、一般的に道路幅員は 5 m以上となります。
- ② 路肩の外側には側溝や保護路肩を設けます。ただし側溝を車両重量に耐える蓋付き構造とする場合は、路肩内に設けることができます。(図 1-1 参照)
- ③ 現場によってはその他に切土や盛土の法部分、状況に応じてガードレール、ブロック積みや土留め等が必要となるため、これらの施設を見込んだ用地幅を必要とします。(図 1-2 参照)
- ④ 既設道路に併設されている水路等に単に蓋を架けて、車道幅員として使用するような拡幅計画は、原則的に行いません。

(2) 道路線形の考え方について

生活道路の拡幅設計の基本は、車両の走行性を考慮し、現道（現在通行利用している市道のこと）の道路用地を活用して両側振分けにします。ただし、家屋等の支障移転物件がある場合は、支障移転物件の少ない方へ寄せることがあります。

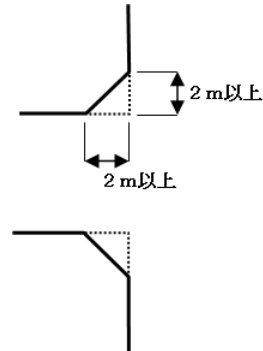
(3) 土留構造物（ブロック積み・擁壁等）とその高さについて

- ① 傾斜地などでの法面処理は土羽構造を基準に考え、状況に応じて土留構造物を設置します。
- ② ブロック積みや擁壁が必要な場合、その構造物の高さは 1 m程度とし、残りの部分は切土・盛土とします。また、その法面は芝等による保護を施します。

(4) 交差点部の『隅切り』の施工について

- ① 交差点部には、車両が円滑に通行できるよう、隅切りを設けることとします。

- ② 4 m以上 6 m未満の一般的な生活道路で直角交差の場合、車輛の通行量・接続道路の幅員により違いがありますが、隅切りの長さは最低 2 m × 2 m 以上を確保する必要があります。



(5) 用地買収及び物件の移転補償について

- ① 道路幅員 4 m以上の市道の新設・改良に伴う拡幅用地については、原則として用地買収を行います。
- ② 生活道路の用地買収価格については、市の公共用地取得要領に定められた価格（地目等により、固定資産税評価額を参考に算出された価格）とします。
- ③ 支障となる物件（立木、建物等）の移転や取り壊しについては、補償調査を行い補償費用の支払いを行います。
- ④ 用地測量や登記（分筆・所有権移転）については市で行います。
- ⑤ 買収予定地の名義人が亡くなっている場合、相続登記が必要となります。
- ⑥ 電柱や消火栓の移転費用については、市で負担します。

2. 未舗装市道の舗装（現道舗装）を計画する場合（維持管理課）

(1) 現道舗装の整備要件の考え方について

- ① 住宅連担率が概ね20%以上である市道。（注釈1）
- ② 現状の道路幅員が2.5m以上の市道。
- ③ 上下水道等の埋設が完了し、今後、新たな掘削が見込まれない市道。
- ④ 沿道関係者全員の事業同意が得られていること。（隣接地権者全員の自筆の同意書または押印が必要となります。同意書の取得に対し、お困りごとなどありましたら担当窓口にご相談ください）

(2) 道路計画幅員の考え方について

- ① 舗装幅員は2.0m以上とし、現状の道路形状で行います。
- ② 外側線の設置は道路形状や幅員、交通量に応じて対応します。

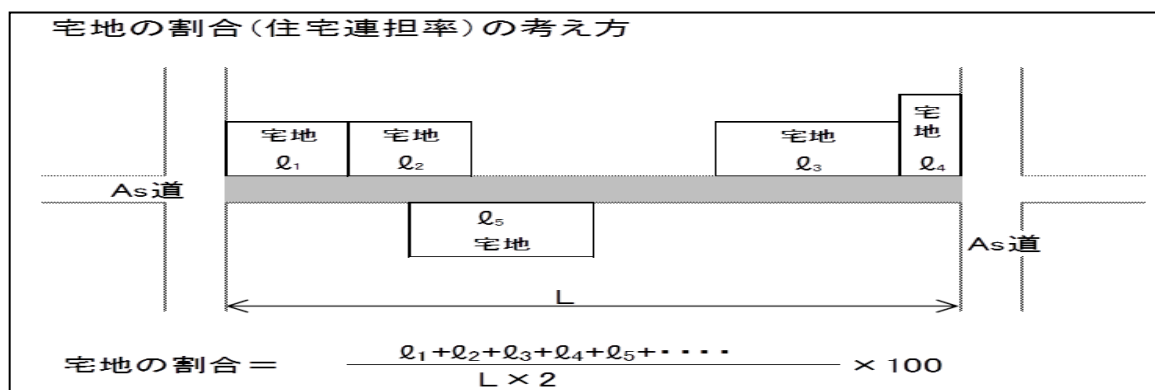
(3) 土留・排水構造物等について

- ① 土留壁、道路側溝等の道路構造物の設置は原則として行いません。したがって、現道舗装後に私有地へ雨水等が流入する場合があります。

(4) 境界測量及び用地買収・物権の移転補償について

- ① 用地の境界測量等は原則的に行いません。
- ② 用地買収及び物件の移転補償が必要な箇所については、現道舗装の計画は行いません。

（注釈1） 道路沿線上の宅地の割合算定方法



3. 舗装の修繕・道路側溝の改修を計画する場合 （建設整備課・維持管理課）

(1) 境界測量及び用地買収・物権の移転補償について

境界測量及び用地買収等はいりません。

(2) 道路側溝の整備の考え方について

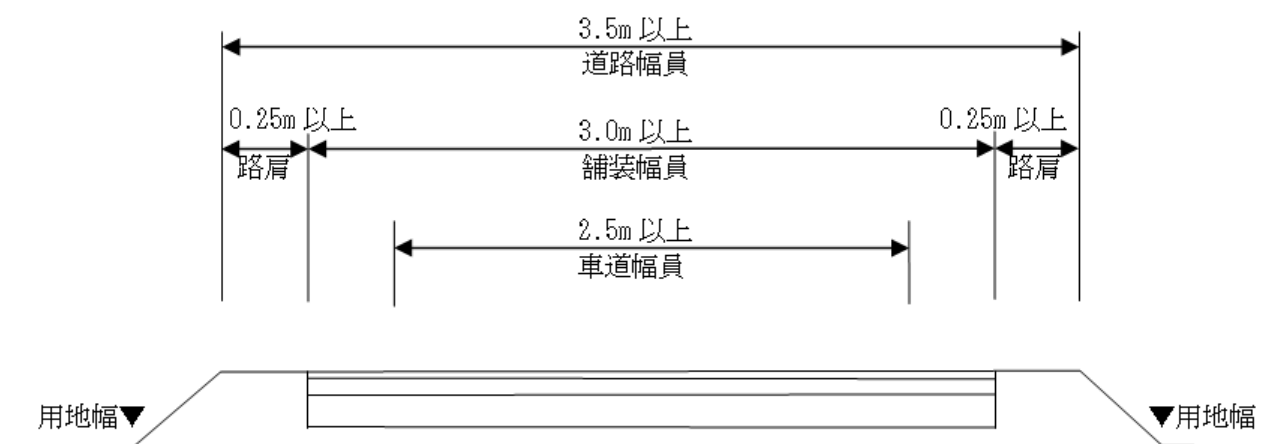
側溝整備は雨水等の路面排水処理を目的とします。

- 側溝の流末は河川または農業用水路へ放流しますが、放流できる水路がない場合は、地下浸透等による処理になります。
- 側溝は維持管理を考慮し開渠構造としますが、沿道に住宅地が多くあり、安全対策上必要である場合は暗渠構造とします。また、沿道が農地である場合、開渠構造としますが、車道幅員が4.0m未満になってしまう場合は暗渠構造とします。

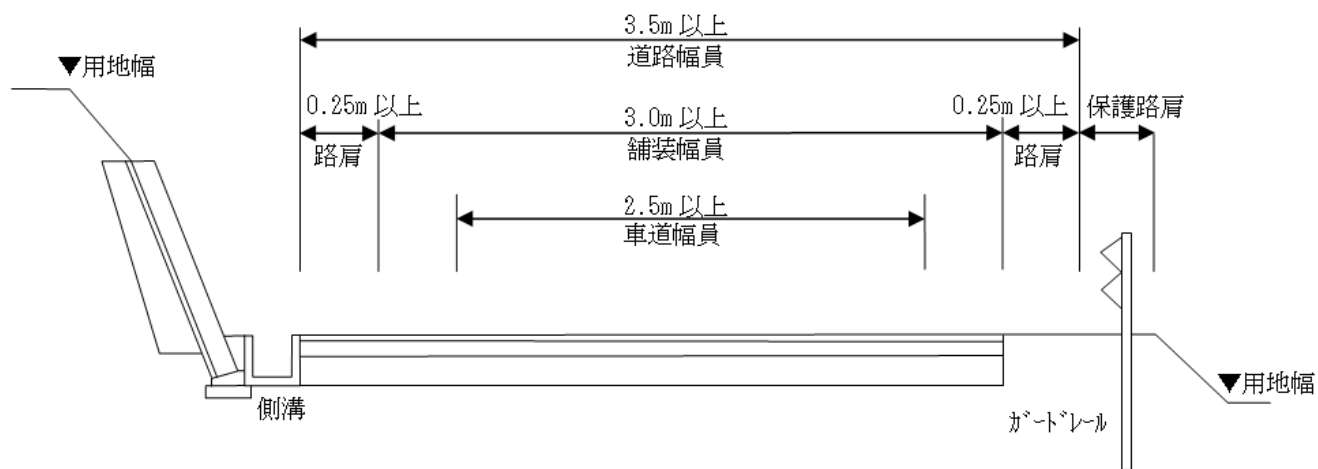
4. 農道の新設や拡幅改良を計画する場合（耕地林務課）

(1) 道路計画幅員の考え方について

【図 4-1】



【図 4-2】



- ① 車道幅員 2.5 m（舗装幅員 3.0 m）を基本とし、その外側に路肩を設けるため、道路幅員は 3.5 m 以上となります。（図 4-1 参照）
- ② 路肩の外側には側溝や保護路肩を設けます。現場によってはその他に切土や盛土の法部分、状況に応じてガードレール、ブロック積みや土留め等が必要となるため、これらの施設を見込んだ用地幅を必要とします。（図 4-2 参照）
- ③ 既設の道路に併設されている水路等に蓋を架けて、車道幅員に含めるような拡幅計画は、原則的に行いません。

(2) 土留構造物（ブロック積み・擁壁等）とその高さについて

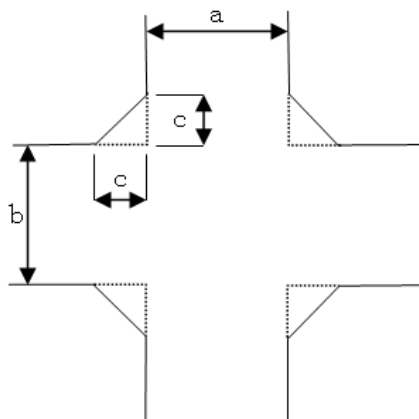
- ① 傾斜地などでの法面処理は土羽を基準に考え、状況に応じて土留構造物を設置します。
- ② ブロック積みや擁壁が必要な場合、その構造物の高さは 1 m 程度とし、残りの部分は切土・盛土とします。

(3) 交差点部の『隅切り』の施工について

交差点部には隅切りを設けることとします。（図 4-3、表 4-1 参照）

【図 4-3】

【表 4-1】



交差する農道の 車道幅員 (m)		a		
		3	4	5
b	3	1.0	1.5	1.0
	4	1.5	1.0	0.5
	5	1.0	0.5	—

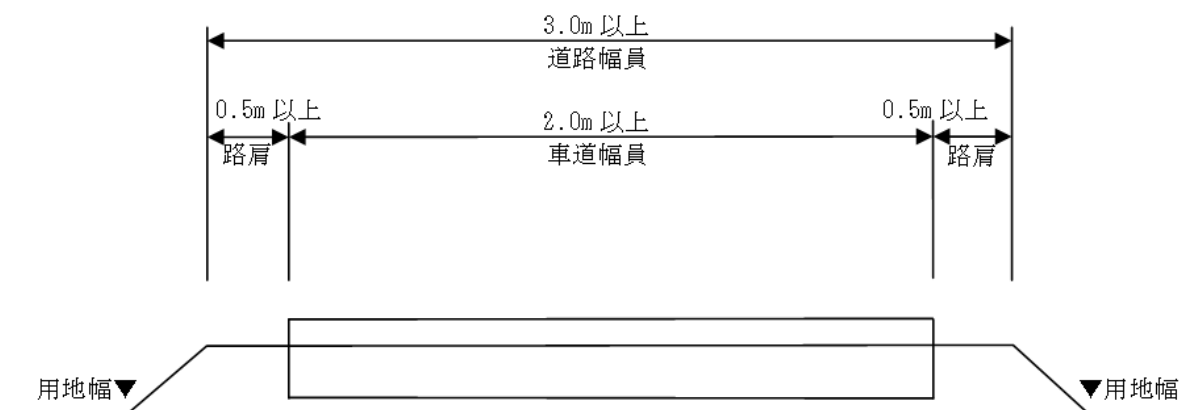
(4) 用地買収及び物件の移転補償について

- ① 道路幅員 3.5 m 以上の農道の新設・改良に伴う用地については、用地買収を行います。
- ② 用地買収価格については、市の公共用地取得要領に定められた価格（用途地域・地目等により、固定資産税評価額を参考に算出された価格）とします。
- ③ 支障となる立木や工作物等の移転や取り壊しについては、補償基準に基づく調査を行い、補償費用の支払いを行います。ただし、建物移転補償を伴う新設・改良工事は行うことはできません。
- ④ 用地測量や登記については市で行います。
- ⑤ 買収予定地の相続手続きがされていない場合、相続手続きを依頼します。
- ⑥ 電柱や消火栓の移転費用については、市で負担します。

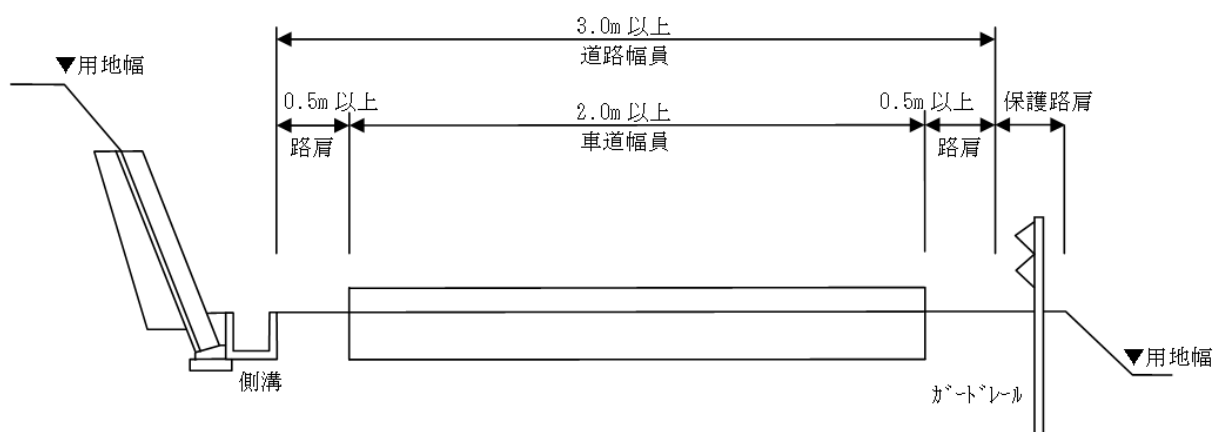
5. 林道の開設や改良を計画する場合（耕地林務課）

(1) 道路計画幅員の考え方について

【図 5-1】



【図 5-2】



- ① 車道幅員 2.0m以上を基本とし、その外側に路肩を設けるため、最低でも道路幅員 3.0m以上必要となります。（図 5-1 参照）
- ② 路肩の外側には側溝や保護路肩を設けます。現場によってはその他に切土

や盛土の法部分、状況に応じてガードレール、ブロック積みや土留め等が必要となるため、これらの施設を見込んだ用地幅を必要とします。(図 5-2 参照)

(2) 土留構造物（擁壁）について

傾斜地などの土羽部の法面処理は、植生工を基本とし、状況に応じて土留構造物を設置します。

(3) 作業道の開設を行う場合について

- ① 林道から分岐し、立木の伐採、搬出、造林などの林内作業を行うために開設します。
- ② 開設後の維持管理は、利用区域森林関係者（地元）で行うことになります。

(4) 用地買収及び立木補償について

- ① 林道及び作業道の開設、改良に伴う用地買収及び立木補償は原則として行いません。
- ② 登記は原則として行いません。
- ③ 支障木（幹・枝・根）の搬出処理は原則として行いません。用材として所有者自身で調整していただくかそうでない場合は、道路施設利用又は林内処理となります。

(5) 林道及び作業道の実施要件について

- ① 搬出間伐、保育等の森林施業計画があること。
- ② 利用区域森林面積及び計画延長について一定数値以上あること。
- ③ 安曇野市森林整備計画書に位置付けた路線であること。

6. 農業用排水路や排水施設の新設や改修を計画する場合（耕地林務課）

受益者が限定される農業用排水路や排水施設の新設や改修、災害復旧については、土地改良事業となり事業実施に際しては事業費の一部を市から補助しています。（安曇野市土地改良事業補助金交付要綱による）

(1) 農業用排水施設の新設及び改修、かんがい排水事業を行う場合について

① 要件：受益者（耕作者）が2戸以上で受益面積（水田）が30a以上。

（工事費が10万円以上100万円未満のものに限る）

② 補助率：50%以内

(2) 農地及び農業用排水施設が異常な自然現象により被災等した場合について

① 要件：耕地災害復旧事業として計画し、市長が認めたもの。

② 補助率：農地 80%以内、農業用排水施設 90%以内。

工事費が100万円以上になる場合は、国、県の事業を活用する場合があります。

7. 河川の改修を計画する場合（建設整備課）

市は、準用河川・普通河川の管理をしています。1級河川・砂防指定河川の管理については、県又は国の直轄管理になりますので、要望等がありましたらお問合せください。

河川の護岸改修や整備が必要な箇所がありましたらご相談ください。

8. 交通安全施設について（維持管理課）

交通安全施設は道路標識、道路反射鏡（カーブミラー）、横断歩道、信号機等様々なものがあります。（カーブミラー等私有地に設置する場合は、土地所有者本人自筆の同意書または押印が必要です。）

(1) 信号機や道路の規制（速度規制・一時停止・車両進入禁止等）、横断歩道の指示表示は県公安委員会が許可をして、安曇野警察署で設置するものであり、設置については一定の基準が定められております。別紙の『**道路規制・安全施設の設置基準（県公安委員会設置分について＜参考資料＞）**』（P31 より）を確認し要望にあたっては参考としてください。

(2) 道路反射鏡や警戒標識（交差点あり・幅員減少等）、ガードレール等の防護柵、道路の外側線（白線）等の安全施設は、交通量や危険度を判断し、市が設置します。

【二】実施箇所決定の考え方

1. 継続事業について

- (1) 継続事業は、優先的に実施します。
- (2) 事業効果の早期実現の観点から、ある程度集中的に予算配分を行いますので、同種の他の新規事業は、継続事業完了後の対応となる場合があります。
- (3) 継続事業であっても、要望されている延長が相当長い場合は、一定の事業効果が期待できるところ（区切りのよい場所）で、一時中断する場合があります。

2. 新規事業について

新規事業の着工優先度の考え方については、以下(1)～(5)の観点から総合的に検討して実施箇所を決定します。

なお、限られた予算内での対応となるため、必要性が認められる箇所であっても、次年度以降の対応としてお待ちいただく場合もあります。

(1) 緊急性がある

- ① 事故の危険性が高く、早急に対応する必要がある。
- ② 放置すると災害を誘発する危険性があり、またその影響が大きい。
- ③ 現段階で浸水などの深刻な被害を受けている。

(2) 必要性が高い

- ① 老朽化が著しいなど、その機能が損なわれており、早急に改修の必要性がある。
- ② 必要性が高いと認められる明確な理由付けがある。

(3) 地域での位置づけ（まちづくり、土地利用、幹線道路整備計画などの観点から）

- ① 幹線道路整備計画などの将来構想と整合している。
- ② 地区の主要な生活道路、農道、用排水路として位置づけられ、重点的な整備が必要なもの。
- ③ 地区の考えている優先順位が高い。
- ④ 国や県事業と密接に関係している。
- ⑤ 土地提供や物件移転等の同意を得てある。

(4) 利便性の向上や経済効果が見込まれる（投資効果が高い）

- ① 多くの人が利用するなど、受益効果大きい。
- ② 農作物の荷傷み防止など、経済的な効果がある。（農道舗装など）
- ③ 事業効果に比べて、工事費（投資額）が多すぎないもの。

(5) 事故や災害の未然防止に効果がある

- ① 交通安全施設の整備（交通量や危険度による）

歩道の設置、ガードレールや転落防止柵、道路反射鏡、警戒標識、道路照明、カラー舗装など。

- ② 道路の整備

道路の拡幅改良、狭隘部の解消、カーブの改良、待避所の設置、隅切りの確保、舗装修繕など。

- ③ 河川や水路の整備

断面不足の解消、老朽箇所の改修など。

【三】災害復旧、緊急修繕、その他工事

- (1) 災害復旧については、その発生規模にもよりますが、災害発生の都度、緊急に
応急復旧を行い、国の補助や市の補正予算がついた段階で復旧工事を行います。
- (2) 緊急修繕が必要な箇所については、通報があり次第、速やかに対応し修繕工事
を行います。
- (3) 軽微な作業で、材料支給などにより地元作業で対応していただけるものは、出
来るだけご協力をお願いします。
 - 路肩や水路管理用地の草刈
 - 道路側溝や用水路の土砂上げ
 - 袋詰めのアスファルトによる舗装の穴埋め
 - 砂利道の碎石補充
 - 小規模なコンクリート舗装
 - 破損した道路側溝の蓋の取替え
- (4) その他の事業を計画する場合は、別途担当課までご相談ください。

【四】各課の担当する事業及び連絡先

市役所代表電話：0263-71-2000

課・係名	担当する事業	電話／FAX／E-mail
都市建設部 建設整備課 (建設政策 担当)	国土交通省（長野国道事務所・千曲川河川事務所）や長野県建設部（松本・安曇野建設事務所、犀川砂防事務所）などが行う事業の要望や調整を行っています。 ・ 国道、県道の改良要望 ・ 国道、県道の維持修繕要望 ・ 一級河川の改修要望（築堤等） ・ 一級河川の維持修繕要望 （市内の一級河川は・・・ 【直轄】犀川、梓川 【県管理】高瀬川、穂高川、烏川、 万水川、会田川など） ・ 砂防事業の要望	電話（直通）：0263-71-2 3 3 0 FAX（共通）：0263-72-3 5 6 9 E-mail kensetsu@city.azumino.nagano.jp
都市建設部 建設整備課 (建設整備担 当)	・ 市道の新設、改良事業 市道整備の地域要望受付 市道の新設や拡幅改良、歩道設置 道路側溝の新設 ・ 橋梁の新設、改良事業 ・ 市道、河川の災害復旧事業 ・ 河川の改修事業 準用河川、普通河川の改修	電話（直通）：0263-71-2 4 2 4 FAX（共通）：0263-72-3 5 6 9 E-mail kensetsu@city.azumino.nagano.jp

市役所代表電話：0263-71-2000

課 名	担当する事業	電話／FAX／E-mail
都市建設部 維持管理課 (管理登記 担当)	- 市道管理 市道・法定外公共物占用、自営工事等の管理事務 道路施設等損害賠償事務 市道通行制限事務 - 公図、土地台帳管理 公図、土地台帳、基準点等の管理、閲覧、境界確認事務 - 砂防指定地、急傾斜地崩落区域等関係事務	電話（直通）：0263-71-2 3 3 1 FAX（共通）：0263-72-3 5 6 9 E-mail kanri@city.azumino.nagano.jp
都市建設部 維持管理課 (維持担当)	- 市道の維持事業 市道維持修繕の地域要望受付 道路側溝の補修、舗装の修繕、砂利道の補修 - 橋梁の維持事業 - 河川の維持事業 河川の除草や施設修繕 - 交通安全施設整備事業 安全施設の地域要望受付 ガードレールやカーブミラーの設置修繕 - 資材支給事業 - 除雪事業 道路除雪、凍結防止剤の散布	電話（直通）：0263-71-2 4 2 5 FAX（共通）：0263-72-3 5 6 9 E-mail kanri@city.azumino.nagano.jp

市役所代表電話：0263-71-2000

課 名	担当する事業	電話／FAX／E-mail
農林部 耕地林務課 (耕地担当)	- 土地改良事業 農道、用水路整備の地域要望受付 農道の新設や改良、 用排水路、用排水施設の整備改良 ほ場整備 - 農業用施設等災害復旧事業 - 農道、ため池等の維持管理	電話（直通）：0263-71-2431 FAX（共通）：0263-71-2507 E-mail kouchirinmu@city.azumino.nagano.jp
農林部 耕地林務課 (林務担当)	- 林道事業 林道整備の地域要望受付 林道の災害復旧事業 - 治山対策事業 - 有害鳥獣、森林病虫害対策 熊、猿等の被害対策、 松くい虫被害対策	電話（直通）：0263-71-2432 FAX（共通）：0263-71-2507 E-mail kouchirinmu@city.azumino.nagano.jp

【五】様式集

建設整備課 建設整備担当

令和 年度 道路整備事業要望調書

区長

連絡先

(様式1)

工 種	優先 順位	地図記号	路 線 名	箇所名・要望内容	備 考
1. 道路改良 ※幅員5m以上への拡 幅改良工事	1	1-1			
	2	1-2			
	3	1-3			
	4	1-4			
2. その他改良 ※交差点部の拡幅など 部分的な改良 ※橋梁新設 ※河川改修 ※側溝整備	1	2-1			
	2	2-2			
	3	2-3			
	4	2-4			

添付書類等：

- 1 位置図(住宅地図等の位置が分かる地図)を添付してください。
- 2 路線名は分かる範囲で記入してください。(分からない場合は未記入でも結構です。)
- 3 事業実施には**沿線関係者全員の同意が必要です**。別添同意書【拡幅改良】を添付してください。
なお、継続要望により同意書提出済みの場合は、備考欄に「○年度同意書提出済」と記載してください。
- 4 前年度要望し、未整備の要望を再提出する場合は、図面などの添付は不要です。

令和 年度 道路維持事業要望調書

区長

連絡先

(様式2)

工 種	優先 順位	地図記号	路 線 名	箇所名・要望内容	備 考
3. 側溝補修 ※雨水排水処理の為 の小規模な側溝補修	1	3-1			
	2	3-2			
	3	3-3			
4. 現道舗装 ※拡幅なしの舗装のみ の工事	1	4-1			
	2	4-2			
	3	4-3			
5. 道路維持 ※既存の道路構造物 などの補修工事	1	5-1			
	2	5-2			
	3	5-3			
6. その他	1	6-1			
	2	6-2			
	3	6-3			

添付書類等：

- 1 位置図(住宅地図等の位置が分かる地図)を添付してください。
- 2 路線名は分かる範囲で記入してください。(分からない場合は未記入でも結構です。)
- 3 事業実施には**沿線関係者全員の同意が必要です**。別添同意書【現道舗装様式 6】を添付してください。
なお、継続要望により同意書提出済みの場合は、備考欄に「○年度同意書提出済」と記載してください。
- 4 前年度要望し、未整備の要望を再度提出する場合は、図面などの添付は不要です。

令和 年度 耕地林務関係事業要望調書

_____ 区長 _____

連絡先 _____

(様式3)

工 種	優先 順位	地図記号	路 線 名	箇所名・要望内容	備 考
ア. 農業用水路 改良 ※受益者負担金が生 ずる場合があります。	1	アー1			
	2	アー2			
	3	アー3			
イ. 農道 改良・維持	1	イー1			
	2	イー2			
	3	イー3			
ウ. 林道 改良・維持	1	ウー1			
	2	ウー2			
	3	ウー3			
エ. 治山 ※地すべり、谷止め などの治山事業	1	エー1			
	2	エー2			
	3	エー3			
オ. その他	1	オー1			
	2	オー2			
	3	オー3			

添付書類等：

- 1 位置図(住宅地図等の位置が分かる地図)を添付してください。
- 2 路線名は分かる範囲で記入してください。(分からない場合は未記入でも結構です。)
- 3 受益者が限定される農業用排水路や用排水施設の新設や改修、災害復旧については、土地改良事業となり、事業費の一部を市から補助していますので、当該事業に該当する場合は耕地担当にご相談ください。
- 4 前年度要望し、未整備の要望を再度提出する場合は、図面などの添付は不要です。

令和 年度 国道・県道・一級河川・砂防事業要望調書

区長

連絡先

(様式4)

工 種	優先 順位	地図記号	路 線 名	箇所名・要望内容	備 考
A. 国道・県道 改良・維持	1	A-1			
	2	A-2			
	3	A-3			
B. 国道・県道 側溝整備	1	B-1			
	2	B-2			
	3	B-3			
C. 一級河川 改修・維持	1	C-1			
	2	C-2			
	3	C-3			
D. 砂防 ※地すべり、急傾斜 などの砂防事業	1	D-1			
	2	D-2			
	3	D-3			
E. その他	1	E-1			
	2	E-2			
	3	E-3			

添付書類等：

- 1 位置図(住宅地図等の位置が分かる地図)を添付してください。
- 2 路線名、河川名等は分かる範囲で記入してください。(分からない場合は未記入でも結構です。)
- 3 前年度要望し、未整備の要望を再度提出する場合は、図面などの添付は不要です。

同 意 書

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

_____ 区長

_____ 連絡先

市道 号線の拡幅改良工事の要望にあたり、下記の条件について承諾の上、
施工について同意します。

- (条件) ・道路幅員は、5mとなります。
- ・用地幅は、構造物等設置のため、5m以上となります。
 - ・現道の道路用地を活用して両側振り分けにします。ただし、家屋等の支障移転物件がある場合は、支障物件の少ない方へ寄せることがあります。

住 所	氏 名	押印	連絡先	所有地地番

※住所氏名は自署にてお願いします。自署であれば押印不要です。(所有地の地番がわからない場合は省略可)

※同意書の取得に対し、お困りごとなどありましたら担当窓口にご相談ください。

同 意 書

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

区長

連絡先

市道 号線の現道舗装工事の要望にあたり、下記の条件について承諾の上、
施工について同意します。

- (条件) ・拡幅改良工事ではないため、工事に際し、道路官民の境界の復元は行いません。
・現道舗装は道形の修正などはせず、現況の道路なりに舗装を施工します。
・土留構造物や排水構造物などの道路附属施設は設置しません。
・この要望(同意)は、市の事業採択基準に基づいて実施します。

住 所	氏 名	押印	連絡先	所有地地番

※住所氏名は自署にてお願いします。自署であれば押印不要です。(所有地の地番がわからない場合は省略可)

※同意書の取得に対し、お困りごとなどありましたら担当窓口にご相談ください。

(様式7)

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

当区において、下記により安全施設の整備を願いたく要望します。

区長

※1箇所1枚でお願いします。(連絡先

優先 順位	新設又は 改善の別	新規又は 継続要望の別	区 分
	新 設 ・ 改 善	新 規 ・ 継 続	区 ・ PTA

令和 年度 道 路 安 全 施 設 設 置 (改 善) 要 望 書

設置要望箇所		安曇野市		見 取 図 (目標物を入れて、詳しく記入してください)	要 望 理 由 [道路形態、交通量、事故等による必要性を記入してください]
道 路 種 別		国 道 号 ・ 県 道 線 ・ 市 道 号線 ・ 農 道 ・ 林 道			
種 類 (該当に○)	Ⅰ 県公安委員会設置分 (設置要望は、安曇野警察署管内の交通規制及び安全施設整備計画の参考資料となります。)			※住宅地図等別添としていただいても結構です。	
	1. 規制標識 (速度規制・一時停止・車両進入禁止・その他) 2. 横断歩道 3. 信号機 ()				
	Ⅱ 道路管理者設置分(国・県・市)				
	4. カーブミラー 5. 防護柵 (ガードレール等) (約 m) 6. 警戒標識 (交差点注意・幅員減少・スクールゾーン・その他) 7. その他 道路施設 (カラー舗装・ドットマーク・その他)				

*設置土地が私有地の場合

※要望箇所の写真を添付してください。

設置土地所有者の同意 (※カーブミラーの場合・自署または押印)

*行政使用欄

上記の安全施設を設置するため土地の無償占用に同意します。

占用土地の所在地 安曇野市

土地所有者住所 安曇野市

土地所有者氏名

周辺民家・農地等への影響の同意 (済 ・ 未 ・ 無)

調 査 結 果			道路管理者へ合議	設 置 ・ 見 送 り
	回 答			
道路管理者 (国道事務所、安曇野建設事務所、市都市建設部) 公安委員会 提出日 令和 年 月 日				

(様式8)

課長	係長	係	担当

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者 区 名 _____

代表者氏名 _____

TEL _____

資 材 支 給 要 望 書

令和 年度において、資材支給により地区内の環境整備を図りたいので、別紙のとおり資材支給を要望します。

(別紙)

資材支給要望地区別調書

区・常会名

優先順位	案内図	工種 市道 林道 農道 農業用水路 一般用水路	数量 巾員 m 延長 m	資材名	施行時期	理由	調査結果
1	1						
2	2						

記入例

1	1	市道	巾員 3.0 m 延長 10 m	生コン 3 m ³	5 月中	路盤のひび割れがひどいため、通行に支障をきたし危険である。	市が記入
---	---	----	---------------------	-------------------------	------	-------------------------------	------

(注)

- 1 工種の欄は、明確に記しこの要望書を都市建設部維持管理課維持担当に提出してください。こちらで分類し、関係部署で対応します。
- 2 申請の際は、位置図として住宅地図または、1/10,000 程度の地図を添付し、現況写真を1箇所2枚以上添付してください。
- 3 この要望書に対して予算の範囲内で実施します。
(調査結果によっては、優先順位とは異なる場合もあります。)
- 4 この要望書の有効期限は、要望した日の属する年度末(3月31日)とします。

県公安委員会設置分について

< 参考資料 >

・規制標識（速度規制・一時停止・車両進入禁止等）、横断歩道・信号機の設置については、県の公安委員会で全県からの要望、事故発生状況を元に決定されています。

安曇野市・安曇野警察署交通課

【付 記】

別紙、詳細図については、あくまでも設置基準でありますので
交通量や利用者数等を考慮して判断をしていきます。

そのため、現場立会いが必要な場合は別途協議をお願いします。

1. 横断歩道について

- 横断歩道を設置するには、最低限、歩行者が横断する前に待つための待機場所の確保とガードパイプ等の設置が必要となります。
その後、長野県公安委員会で設置が**決まった場合、市等(道路管理者)**が待機場所等を確保しています。

【写真1】

(1) 車道幅員について

車道幅員※として単路は 5.5m以上【図1】、交差点路は 3.5m以上【図2】が必要です。

※ 歩道敷きが入れなく、外側線（車道の外側に引かれている実線）と反対側外側線の直線距離です。

(2) 設置場所について

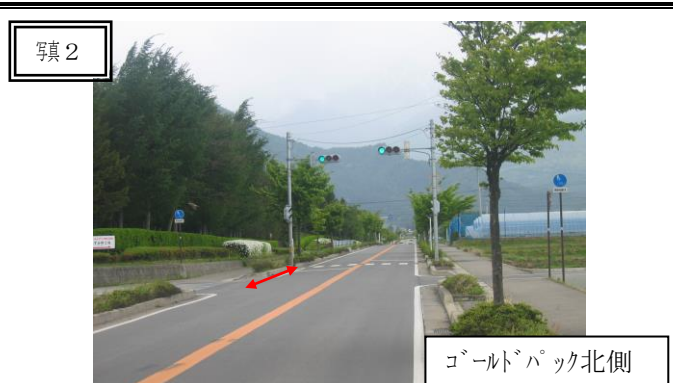
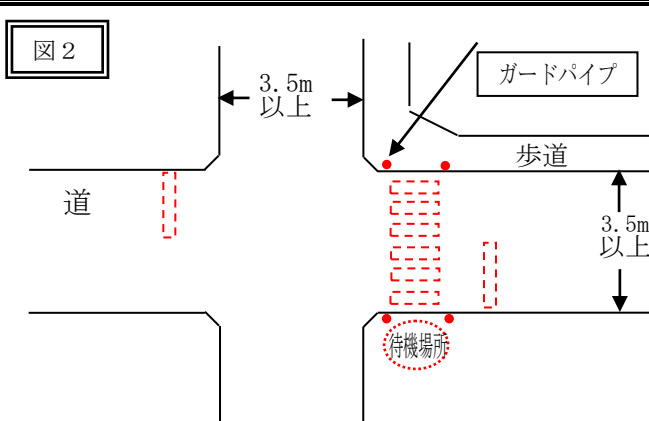
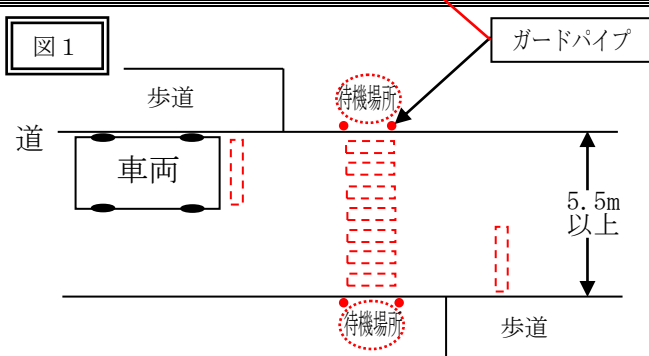
- カーブ等で見通しの悪い場所、勾配の急な坂・坂の頂上付近については、事故発生の可能性が高いため設置困難です。（河川橋の上、周辺など）
- 押しボタン信号機の場合は、交差点内への設置は横断者の巻き込み防止のため設置していません。
- 交差点以外の接近した場所への横断歩道は渋滞を防ぐため、複数の設置は困難ですが、横断者数の多少により異なります。

(3) 横断歩道のカラー化（黄色等）について

- 横断歩道自体のカラー化は、できません。
- 交差点付近等における路面のカラー舗装については、道路管理者（県・市）で対応しています。

【写真3】

- 子どもが横断(通学路)する為とした設置要望については、個々に現場を確認し、利用者数等を考慮して判断をしています。



2. 規制標識について

1. 規制標識とは、特定の交通方法を禁止したり、特定の方法に従って通行するよう指定したりするものです。

(1) 駐停車禁止の規制

- 車道幅が狭い道路の場合、車両を止めて右側に3.5m以上のスペースがない場合には、法定駐車禁止場所となるため規制できません。（重複規制はできません。）
- 規制は区間となるため、地点による規制はできません。【図1】

(2) 一時停止

- 優先道路との交差点（センターラインが入っている交差点、幅員が明らかに広い交差点）は原則設置しない方針です。
- 三叉路交差点には、原則設置しない方針です。（優先関係がハッキリしない場合は対処を検討します。）
- 四方向の一時停止は交差点の優劣が不明確となるため、設置しない方針です。【図2】

(3) 車両通行禁止規制

この規制は、区間住民・近隣住民・通行者の同意を得てから検討となります。

(4) 追越禁止

道路幅員が狭い道路（5.5m未満）は、「はみだし禁止規制」の設置はできません。（センターラインが引けないため。）【図3】

【横断歩道の写真2】を参照。

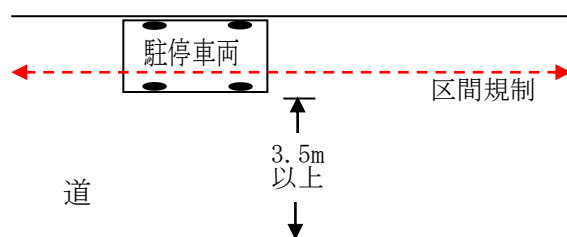
(5) 徐行規制標識の設置

見通しの悪い交差点は、道路交通法による徐行場所であり、2重規制はできません。【注意1】

(6) 交差点の黄色表示について

交差点マーク、路面のカラー舗装等の対応は、道路管理者の対応となります。

図1



- ・ 3.5m以上なら設置可能。
- ・ 3.5m以下なら設置不可能。（重複規制）
- ※ 区間とは、交差点と交差点との間ぐらいを基本に。

図2

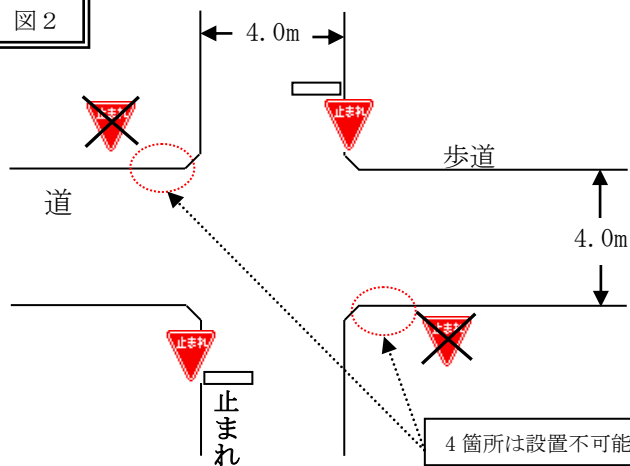
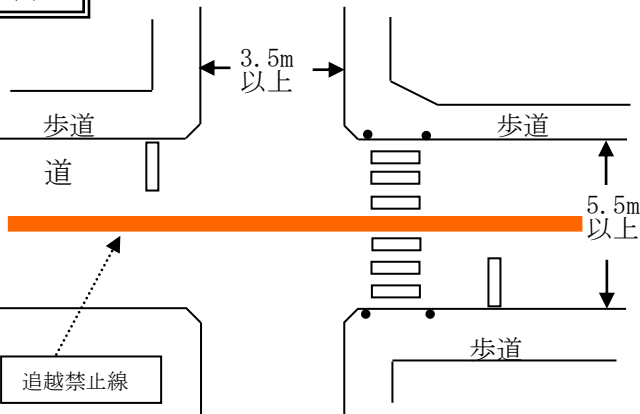


図3



注意1



徐行標識の適用場所とは...

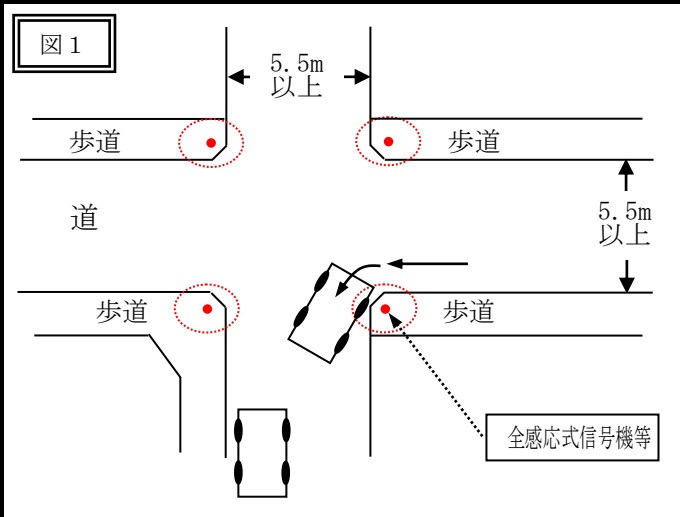
車両等が、徐行すべき区間を指定する道路の区間規制標識。スピード抑止路線については、速度制限規制標識が設置されている。（直線路線などに設置するものであるが、交差点付近には設置することは出来ない。）

3 信号機について

1. 基本的に、信号機設置するためには、道路管理者による交差点の改良が必要となりますので、交差点改良要望を併せてお願いします。

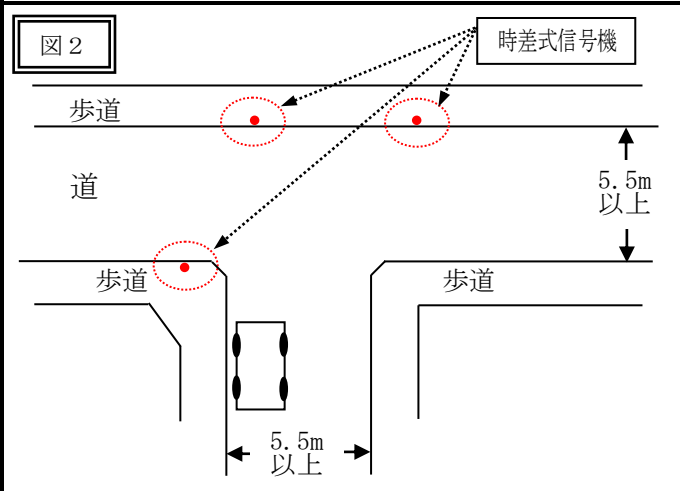
(1) 道路構造について

赤信号で停車中、すれ違いをするための車両待機場所が必要となり、幅員 5.5m以上の道路で、基本的には直角に交差している必要があります。直近に十字路等がある場合、設置は難しい。 【図1】



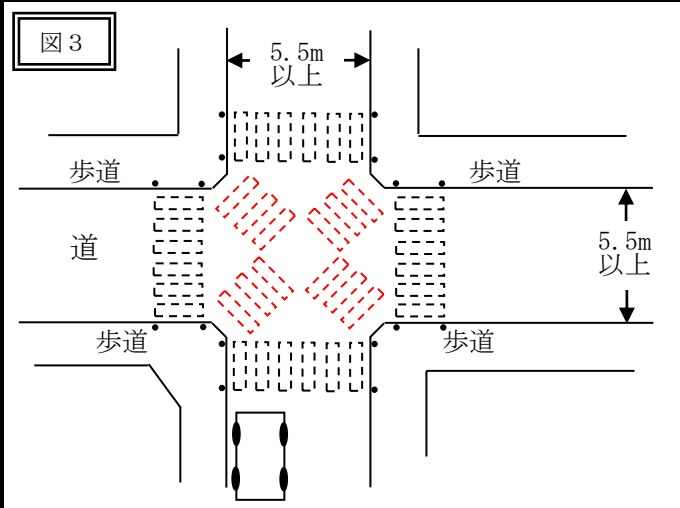
(2) T字交差点の場合

T字交差点は、右折矢印信号の設置をしません。時差式信号で対応とします。 【図2】



(3) スクランブル（歩車分離信号機設置）交差点について

車両の右左折の多い場所、また、歩行者が多く斜め横断が必要な場合に設置しています。（学校周辺等で横断者が多数となる場合等） 【図3】



(4) 歩行者専用信号の場合

歩行者専用信号機は、交差点を交通整理する信号でないことから交差点から離して設置しています。 【図4】

